

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成21年8月24日まで縦覧に供する。

平成21年7月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成21年6月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人屋島やすらぎ

猪塚 とも

高松市屋島東町1414番地

3 定款に記載された目的

本会は、人口の高齢化が急速に進展する中であって、高齢者や障害者などが、地域社会の中で豊で住みよくするために福祉活動に関する事業を行い、福祉の増進と町づくりの推進に寄与することを目的とする。